

## 著作権法が変わる!?!? 著作権法改正のポイントと実務への影響

今年(1997年)の6月に著作権法が改正され、来年(1998年)1月1日から施行されることになりました。今回の改正は、インターネットによるインタラクティブな送受信が一般化したことに伴うものであると言われていいますので、インターネットマガジンの読者の皆さんにも多少なりとも影響があるかもしれません。そこで、本号では改正法の概要をご説明して、改正法の実務への影響について考えてみましょう。

### 1.改正法のポイント その1 - インタラクティブ送信に関する 権利の明確化

#### A.改正前の状況

「著作権」はいろいろな権利の束であると言われていますが、著作物を送受信する場合には、そのうち、下記の権利が関係するものと考えられていました。

複製物ができる場合には、複製権  
公衆によって直接受信されることを目的として無線通信の送信を行う場合には、放送権  
公衆によって直接受信されることを目的として有線電気通信の送信を行う場合には、有線送信権  
(ただし、そのうち、同一の内容が同時に受信されることを目的として行う場合には、有線放送権)

これらの権利の関係は、おおよそ【表1】のようになります。

さて、WWWを通じた送受信は、基本的には受信者側のリクエスト(ここで言う「リクエスト」には、Webページへのアクセスを含みます)があった場合に実際に行われることになるので、テレビやラジオのよう

に「同一の内容が同時に受信される」わけではありません。したがって、WWWを通じた送受信は、「同一の内容が同時に受信される」ことを要件とする「有線放送」には該当しません。WWWを通じた著作物の送受信は、有線電気通信の送信による場合には、「有線放送以外の有線送信」に該当することになります。それでは、無線通信の送信の場合には、どうなのでしょう。今回の改正前の著作権法の「放送」の定義を見ると、「同一内容が同時に受信される」ことは要件とされていないので、WWWを通じた送受信のうち、無線通信の送信は「放送」に該当することになりそうです。しかし、「放送」というと、日常用語としては、やはりテレビ放送やラジオ放送のように「同一内容が同時に受信される」場合を思い浮かべますから、WWWを通じた無線通信の送受信が「放送」であると考えることには、おそらく多くの人が違和感を覚えるのではないのでしょうか。

#### B.改正法の概要

改正法では、上記のような問題点を勘案して、「送信」に関する権利を整理しました【0】具体的には、有線であろうと無線であろうと公衆に対する送信を「公衆送信」と定義し、「公衆送信」に対して著作権が及ぶことにしました。そして、「公衆送信」のうち、「同一内容を同時に無線で送信する場合」を「放送」、「同一内容を同時に有線で送信する場合」を「有線放送」と定義し、WWWのようなインタラクティブな送受信を「自動公衆送信」と定義したのです。そして、「自動公衆送信」されるようにすることを「送信可能化」と定義して、著作権者だけでなく、実演家やレコード製作者も、勝手に「送信可能化」されない権利、すなわち「送信可能化権」を有す

ネットワーク知的所有権研究会

弁護士 宮下佳之  
Yoshiyuki Miyashita

るものと規定しました。

これらの権利の関係を整理すると、おおよそ【表2】のようになるものと思われま

## 2. 改正法のポイント その2 - コンピュータプログラムに関する特例

### A. 改正前の状況

今回の著作権法の改正前の「有線送信」の定義をよく見ると、『同一の構内』における送信は、『有線送信』に該当しないと書いてあります。仮に、LAN環境の複数の端末上で、サーバーにインストールしてあるコンピュータプログラムを読み込んで稼働させることが「送信」であるとすると、LANが「同一の構内」で構築されている場合には、「有線送信」は行われていないこととなります。そうすると、スタンドアロン用のコンピュータプログラムを買ってきてサーバーにインストールして、何百台、何千台の端末上で稼働させたとしても、それらの端末が同一の構内のものである場合には、「有線送信権」は侵害していないということになってしまいます。そうした取り扱いに対しては、多方面から批判されていました。

### B. 改正法の概要

改正法では、「公衆送信」の定義の中で、「同一の構内における送信は、原則として『公衆送信』に該当しないが、コンピュータプログラムの場合には、同一の構内における送信であっても、『公衆送信』に該当しうることとする」という趣旨のことが規定されています。その結果、スタンドアロン用のコンピュータプログラムを買ってきてサーバーにインストールして、複数の端末上で稼働させる場合には、すべての端末が同一の構内のものであっても、「公衆送

信権」の侵害を構成しうることになります。

### 3. 改正法による実質的な権利範囲の変動の有無

さて、今回の改正法は送信に関する権利の構成を相当変更したものではありませんが、以下の理由から、権利者の権利範囲を実質的に変更するものではないとも考えられます。

まず、インタラクティブ送信に関する「自動公衆送信」の概念を導入した点ですが、従来の名称と分類を変えた点なので、著作権の実際の権利範囲に変動を及ぼすものではないと思われます。

次に、「送信可能化権」を導入した点ですが、ほとんどの場合、「送信可能化」は複製を伴うので、「送信可能化」に該当する行為が行われた場合には、改正前の著作権法の下でも、著作権者の「複製権」、実演家の「録音権」、レコード製作者の「複製権」が問題となるものと考えられます。その意味では、権利者の権利範囲を実質的

に大きく変更するものではないと考えられます（ただし、リアルタイムで実演を送信する場合には、複製を伴わないとも考えられるので、その限度で実演家やレコード製作者の権利が拡張されたと言えるかもしれませんが）。

コンピュータプログラムに関する特例を定めた点に関しても、実際の権利範囲に変動を及ぼすものではないと考えられます。先ほど例に挙げた、「スタンドアロン用のコンピュータプログラムを買ってきてサーバーにインストールする場合」をもう一度考えてみましょう。この場合には、サーバーにインストールした段階で、コンピュータプログラムの複製が行われることになり、スタンドアロン用のものをサーバーにインストールすれば、その段階で、許諾の範囲を超えた複製行為が行われ、複製権の侵害が問題となりうることになります。また、ソフトウェアベンダー等は、従来から、「サーバーから端末にソフトウェアを読み込めば、ソフトウェアがRAM上に複製されることになるから、端末にソフトウェアを読み

【表1】

	無線	有線
公衆が同一内容を同時に受信	放送権	有線放送権
上記以外の場合		有線送信権

【表2】

	無線	有線
公衆が同一内容を同時に受信	公衆送信権のうち、放送権	公衆送信権のうち、有線放送権
公衆からの求めに応じ自動的に送信 [O]	公衆送信権のうち、自動公衆送信権 (自動公衆送信し得るようにすることについては、送信可能化権)	
上記以外の場合	公衆送信権	公衆送信権

[O] 今回の改正は、1996年12月に採択されたWIPO著作権条約に基づくものでもあります。この条約では、「加盟国は、著作者が、公衆への伝達権 ("right of communication to the public") を有することを明らかにすべきだ」ということが規定されており、日本は、この「公衆への伝達権」を「公衆送信権」と呼ぶことにしたわけです。

[O] いわゆる「プッシュ型」送信が、「公衆からの求めに応じた自動的な送信」、すなわち「自動公衆送信」と言えるかどうかは、若干問題があります。しかし、現状での「プッシュ型」送信のほとんどは、あらかじめ利用者が登録をしたコンテンツを端末から読み込んでくるものなので、「公衆からの（あらかじめ登録された内容に従った）求めに応じた自動的な送信」であり、「自動公衆送信」に該当すると考えてよいだろうと思います。

込んだ段階で複製権の侵害になる」と主張しており、欧米の著作権法上も、同様に考えられています。この考え方によれば、「同一の構内」に関して特例を定めなくても不都合はないということになります。ただし、日本では「コンピュータプログラムを読み出して、RAM上に蓄積するのは、瞬間的過渡的な複製であるので、著作権法上の複製ではない。これが複製であるとする、使用権を認めることになり、不相当である[⑥]」との有力説もあり、この有力説によると、コンピュータプログラムに関する特例を定めたことにより、コンピュータプログラムに関する著作権の権利範囲は拡大されたということになるかと思われま

#### 4. 実務に及ぼす実際上の影響

改正法は、権利範囲に実質的な変動を及ぼすものではないと考え得るのですが、下記のような実際上の影響があるかもしれません。

##### A. 海外サーバーを利用したビジネスに

##### 対する影響

改正前の著作権法上は、「海外のサーバーからの著作物の配信は、日本の著作権法の問題とはならない」と言いやすい状況にありました。なぜなら、(a)複製物は海外のサーバー上でできるから、日本の著作権法上の複製権侵害は問題とならない、(b)著作物の配信は海外のサーバーから行われるのであるから、有線送信も海外で行われていると見るべきである[⑦]というような主張が可能であったからです。ところが、改正法は、「送信可能化」という概念を導入しましたので、「日本から、海外のサーバーへ著作物をアップロードする行為は『送信可能化』である。アップロードは日本で行われているんだから、『送信可能化』は日本で行われている。だから、日本の送信可能化権の侵害が問題になりうる」というような議論が可能になりました。そのため、海外サーバーを利用したビジネスを実施している事業者に対して、権利者団体が、送信可能化権の侵害を根拠にクレームをつけてくる余地があるように思われます。もっとも、海外サーバーを利用してビジネスを行っている事業者が、サーバー所在地国の権利者団体の許諾を得ている場合には、「海外サーバーへの著作物の蓄積については、すでに権利者の許諾を得ているのであるから、同一の行為に対して、再度許諾を受ける必要はない」との反論が可能であると思われるので、実際に海外サーバーを利用したビジネスに何らかの影響が生じるか否かは、定かではありません。

##### B. 実演家やレコード製作者の対応

改正前の著作権法上は、「実演家やレコード製作者は、『有線送信』に関して、権利がない」と考えられていたので録音権や複製権があるとはいえ、ネットワーク上で

#### 脚注

- [⑥] 個人的には、この考え方には、かなり疑問があります。RAM上での蓄積を「複製」ではないというのは、実際のRAM上での蓄積形態からして、かなり無理があるように思われます。また、ソフトウェアの利用の過程で、仮想メモリとしてハードディスクが利用されることや利用者がRAM上での蓄積がハードディスクへの蓄積かをあまり意識していないこと等から考えると、RAM上での蓄積かどうかを判断基準とするのはあまり合理性がないようにも思われます。さらに、今後「ペイ・パー・ビュー」や「ペイ・パー・ユース」の形態での利用が広がっていくことや国際的な調和の必要性を考えると、「複製」概念を限定的に解釈するのは妥当ではないと考えています。
- [⑦] これに対しては、「海外サーバーへのアップロード行為は、『公衆によって直接受信することを目的』とした『送信』だから『有線送信』であり、アップロード行為が日本で行われている以上、日本の著作権法上の『有線送信権』の侵害になりうる」との意見もありました。
- [⑧] 採択はされたものの、ほとんどの国は未だに加盟していないようです。日本も、まだこの条約を批准していません。
- [⑨] ほとんどの人は、コピープロテクト解除装置等の販売によって、権利者が相当の損害を被っており、何らかの対策が必要であることは認識しているものの、どのようにして、規制対象品を特定するかという点で、議論が膠着状態にあるようです。コンピュータはすべてコピープロテクト解除装置とも言えるわけですが、コンピュータのような汎用的なものも規制対象とするのは、確かに行き過ぎであろうと思われます。
- [⑩] この条約も、WIPO著作権条約と同様に、ほとんどの国が未だ加盟していません。日本も、まだ批准していません。
- [⑪] 一方、日本や米国では、不正競争防止法的な考え方で対応する方向で検討が進められているようです。

の実演やレコードの利用に対して、権利主張をしにくい面があったかもしれません。改正法施行後は、「送信可能化権」が認められたので、従来よりも権利主張はしやすくなったものと思われます。場合によっては、積極的にネットワーク上での実演やレコードの利用に対して、実演家やレコード製作者として、権利主張をしてくる可能性があります。

### C. コンピュータソフトウェアのベンダーの対応

コンピュータプログラムのネットワーク上での利用に関しては、すでに説明したように、「RAM上への蓄積は、複製ではない」という有力説があった関係で、コンピュータソフトウェアのベンダーは、LAN環境下でのソフトウェアの利用に対して、著作権侵害を主張しにくい面がありました。しかし、改正法施行後は、少なくとも「公衆送信権」の侵害の主張を容易にできるようになりましたから、LAN環境下でソフトウェアを利用している企業に対して、積極的に権利主張をしてくる可能性があります。

## 5. 今後の著作権法の動向

### A. 著作権法関係の今後の改正項目

今回の著作権法改正は、今後予定されている改正項目のごく一部でしかありません。1996年の12月に採択された「WIPO著作権条約」[10]には下記のようなことが定められており、日本でもその対応を検討中なのです。

1. 加盟国は、コピープロテクト解除装置等に対する対策を定めなければならない。
2. 加盟国は、電子的権利管理情報を除去したり改変したりする行為から権利者を

法的に保護するようにならなければならない[10]。

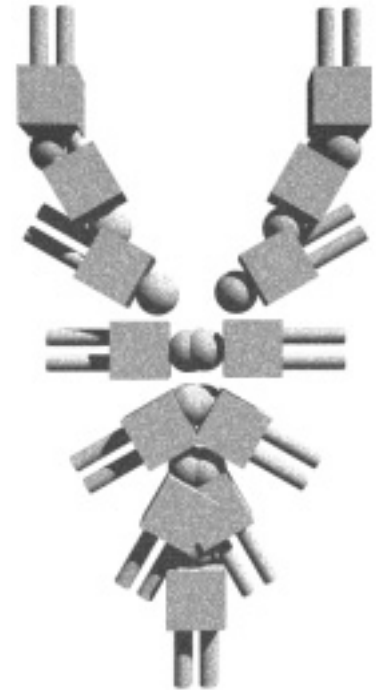
また、1996年の12月には、「WIPO実演・レコード条約」[10]という条約も採択されたのですが、この条約上、加盟国は実演家の人格権を定めるべきだということが規定されています。今後そのための改正も必要であると考えられています。

さらに、著作物の利用許諾の円滑化を図るため、権利の集中的処理のあり方に対する検討も進められています。

### B. データベース保護に関する立法化

「データベースから相当部分のデータを抽出する行為は、抽出されたデータが著作権で保護されるようなものでなくとも、制限されるべきだ。データベース開発に対する投資を保護するために、特別な権利を認めるべきだ」ということが主張されており、EUでは、「各国は、そのために国内法を整備せよ」という理事会指令というものが出されています。そのため、EUでは、各国で、立法化が進められている状況にあります[10]。日本は、「EUのように特別な権利を認めるべきなのか、不正競争防止法を改正することによって対応すべきではないのか。そもそも立法的解決が必要なのか」などの議論が行われている状況です。

上記のように、現在、著作権法に関してはたくさんの難問があり、著作権法関連の立法の動向からは、今後も目を離せないようです。



e-mail  [ip-law@impress.co.jp](mailto:ip-law@impress.co.jp)

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。





## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)